

社会保険労務士からの三方一両得だより

令和6年6月20日 第177号

ましこ de カレーに行ってきました

6月2日に益子町で開催された、「ましこ de カレー」というイベントに行ってきました。最初に釜戸炊きのご飯を購入して、出店している沢山のお店から好きなカレーを購入、そのご飯にかけてもらうという流れです。雨の予報でしたが何とかお昼ごろまでは天気が持ちそうだったので、イベント開始時刻の少し前に現地に到着。すでにご飯購入の行列が出来ていましたが、並ぶのが嫌になるような長さでは無かったので我が家も最後尾に続きました。



薪でご飯を炊いていました。

約10分程で無事にご飯を購入でき、カレーは4種類を選択。各店特徴を出そうと色々なカレーがあったのですが、結局オーソドックスなものが一番美味しかったという結果に。うちの夫婦の共通認識、「定番の料理が一番美味しいから定番になっているのだ」が、また証明されてしまいました。食べ終わったら早々に会場を後にしましたが、その頃には人もぐっと増えて

おり、おそらくご飯購入までに30分はかかったと思います。行列の中から「ぎょうざ祭りに比べればねえ」という声が聞こえましたが、うちではこんな行列を見たらそのまま帰っています。1時頃から強めの雨が降ったと思いますが、おそらくスタッフさんもお客さんも大変だったろうと思います。やはり、何事も早めの行動が吉ですね。



この並びだと帰ります。



ボコボコに突かれています。

とうもろこしは大失敗しました。昨年は畝全体をネットで囲んで害虫対策をしたのですが、それでも二割程は被害を受けてしまいました。今年にはビニールトンネルを使用して早めに種を蒔き、害虫が活発化する前に収穫してしまおうという作戦をとったのですが、温暖化の影響か害虫の活動開始も早くなりました。八割がたは喰われてしまい、さらにはカラスにも襲われて、踏んだり蹴ったりです。来年こそリベンジを果たします。

我が家の畑

改正育児・介護休業法が成立しました

男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を目的とした改正法が成立しました。

今年は就業規則(具体的には育児介護休業規定)の改訂は不要ですが、来年4月には改訂および労働基準監督署への提出が必要となる予定です。

◆育児・介護休業法の改正ポイント

- ① 3歳以上、小学校入学前の子を養育する労働者に柔軟な働き方を実現するための措置等が事業主の義務になります。
- ② 小学校入学前の子を養育する労働者は、請求すれば所定外労働の制限(残業免除)を受けることが可能となります。
- ③ 3歳に満たない子を養育する労働者がテレワークを選択できるような措置を講ずることが、事業主の努力義務となります。
- ④ 子の看護休暇が見直されます。
- ⑤ 妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に関する個

別の意向聴取・配慮が事業主に義務づけられます。

⑥ 育児休業取得状況の公表義務が従業員数300人超の企業に拡大されます。

⑦ 介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置が事業主の義務になります。



育児・介護休業法は現在でも複雑ですが、今回の法改正でより細かい条件が追加されます。育児介護休業規定を最新の法改正に対応させ、従業員に周知することが求められますし、当然会社はその内容を把握して、法律に則った対応をする必要があります。

従来は小学校就学前までしか利用できなかった子の看護休暇が、小学校3年生まで学校行事への参加などでも利用できるようになるなど、育児中の従業員にとっては利便性が向上するものがあります。当然、残った従業員の負担は単純に増えることが予想できますので、仕事の処理をより効率化する必要があります。